

～自分は大丈夫と思っていないませんか？～

あなたを狙う悪質商法にご注意を！

悪質な事業者とのトラブルは岩宇地区でも発生しております。
近年悪質商法の手口は多様化しており、今回はその一部をご紹介します。

悪質商法の例

◆金属の押し買い

一人暮らしの母宅へ突然不要な着物を買取ると電話があった。処分してもよい着物があったので来てもらうこととした。後日、男性が来て貴金属の鑑定もしていると言い、母が身につけていた指輪をいきなり外しにかかった。突然の出来事に驚いて必死に断ったが、他の物も見せるように執拗に言われ、怖くて手持ちのネックレス、指輪、ブレスレットを見せた。すると3点全てを2千円で買取ると一方的に言い、代金と領収書を渡された。宝石3点はいずれも10万円以上したもので納得できなかったが、怖くて断ることができなかった。

◆点検商法

「この近所で工事をしており、ご挨拶に伺いました。せっかくなので無料でお家の床下を点検します。」と業者が訪ねてきた。お願いしたところ、「老朽化が進んでおり、今すぐ工事がが必要です。」と言われ、さらに「今、契約すると通常300万円のところ100万円に特別に値引きします。」と勧められた。生涯をこの家で過ごそうと考えていたため慌てて契約した。

後日、他の工務店の人に話して調べたところ、「工事の必要はない。」と言われ、そこで初めてだまされたことに気づいた。

消費者トラブルは誰でも巻き込まれるおそれがあります。
トラブルを未然に防ぐためには、日頃から「**他人事ではない**」と警戒する気持ちを忘れないことが大切です。



◆トラブルにあってしまったら？

もし契約してしまっても、一定の期間内であれば、違約金などを払わず無条件で契約を解除できる消費者制度として、クーリング・オフ制度というものがあります！

制度を利用する際は右の通知例のように、必要項目を記入して契約をした事業者へ通知します。

◆クーリング・オフ制度を利用する際の注意点

1. 必ず、はがき（簡易書留）や内容証明書で出す
2. 書面は両面のコピーを取り保管しておく
3. クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同じように通知する

事業者への通知例

郵便はがき □□□-□□□□

(事業者住所)

(事業者名)

代表者様

表面

通知書

契約年月日 ●年●月●日

商品名 ●●●●

契約金額 ●●●●円

販売会社 ●●●株式会社

●●●営業所

担当者 ●●●●

上記契約は解除します。
支払い済みの●●●●円を返金し、
商品はお引き取りください。
(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

裏面

クーリング・オフの対象	期間
●訪問販売（点検商法、キャッチセールスなどを含む）	8日間
●電話勧誘販売	8日間
●訪問購入（押し買い）	8日間
●特定継続的役務提供（美容医療、家庭教師等）	8日間
●連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
●業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）	20日間

◆トラブル回避のための心の準備

- ・相手の身分と用件を確認する！
- ・家に入れない、事務所などに行かない
- ・脅しに屈しない！
- ・ひとりで判断しない！
- ・うますぎる話は疑う！
- ・だまされてもあきらめない

問合わせ先

- ★消費者ホットライン
- ★岩内消費生活相談センター
- ★北海道立消費生活センター

電話 188（お住まい近くの相談窓口につながります）
電話 0135 - 61 - 4878
受付時間（月）9時～15時（火）～（金）9時～12時
電話 050 - 7505 - 0999